運営規程

訪問看護ステーション そら

株式会社よきかな
「訪問看護ステーション版」

2026 年 01 月 01 日　施行
2026 年 06 月 01 日　改正

訪問看護ステーション そら　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社よきかなが開設する訪問看護ステーションそら（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、その利用者が、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所が行う事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目録を設定し、計画的に行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業の運営）

第３条　事業所がこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

２　事業の実施にあたっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を尊守するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称：訪問看護ステーション　そら

（２）所在地：和歌山県橋本市高野口町大野 334-3

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤、看護職員）

管理者は、職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管理上支障がない場合には、事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（２）看護職員：常勤換算 2.5 人以上

看護職員は、訪問看護計画書・報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

（３）理学療法士・作業療法士等：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。

（４）事務職員　１名

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

	保健師		看護師		准看護師		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		事務	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤			1	1			2						1	
非常勤			9		1		1		2					

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営 業 日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 30 日から１月２日までを除く。

（２）営業時間：午前 09 時 00 分から午後 06 時 00 分までとする。

（３）連絡体制：24 時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第７条　訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

（１）訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。

（２）事業所は、介護保険利用者にあっては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書、利用者の希望、主治医の指示書、看護師のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し実施する。

（指定訪問看護の内容）

第８条　指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

（１）病状、障害、日常生活の状態や療養環境の管理

（２）清潔の保持、食事および排泄等の療養生活の支援

（３）褥瘡の予防、処置

（４）日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション

（５）ターミナル期の看護

（６）認知症、精神障害者の看護

（７）療養生活や介護予防の指導、相談

（８）カテーテル等の管理

（９）その他医師の指示による医療処置および検査などの補助

（10）日常生活用具の選択、使用方法の訓練

（11）住宅改修の相談、指導

（12）その他

（利用料その他費用の額）

第９条　指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。（介護報酬改定がある場合利用者への内容説明を行うものとする）

１　費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明した上で、支払いを受けるものとする。

２　前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、橋本市、かつらぎ町の区域とする。

（衛生管理）

第１１条　事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めることとする。

（苦情処理）

第１２条　事業所は、指定訪問看護の提供に関する利用者及びその家族からの苦情に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、苦情を受け付けた場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

（事故発生時の対応）

第１３条　事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

３　事業所は、前項の損害賠償のために、（財）日本訪問看護振興財団の損害賠償責任保険に加入する。

（緊急時等における対応方法）

第１４条　看護職員は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１６条　虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１７条　事業所は、看護職員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

・採用時研修　採用後　１～２ヶ月以内

・継 続 研 修　年／１回～２回

２　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社よきかなと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（第三者評価）

第１８条　提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。

附　則

この規程は、令和８年　６月　１日　から施行する。

運営規程

訪問看護ステーション そら

株式会社よきかな
「介護予防訪問看護ステーション版」

2026 年 01 月 01 日　施行
2026 年 06 月 01 日　施行

介護予防訪問看護ステーションそら　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社よきかなが開設する訪問看護ステーションそら（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所が行う事業は、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

３　事業の実施に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては利用者とのコミュニケーションを十分に図りながら、その他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めるものとする。

５　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

６　事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

７　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

８　事業の実施にあたっては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を尊守するものとする。

（事業の運営）

第３条　事業所がこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

２　事業の実施にあたっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を尊守するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称：訪問看護ステーション　そら

（２）所在地：和歌山県橋本市高野口町大野 334-3

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤、看護職員）

管理者は、職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管

理上支障がない場合には、事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（2）看護職員：常勤換算 2.5 人以上

看護職員は、訪問看護計画書・報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

（3）理学療法士・作業療法士等：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。

（4）事務職員　1名

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

	保健師		看護師		准看護師		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		事務	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤			1	1			2						1	
非常勤			9		1		1		2					

（営業日及び営業時間）

第6条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営 業 日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 30 日から 1 月 2 日までを除く。

（2）営業時間：午前 09 時 00 分から午後 06 時 00 分までとする。

（3）連絡体制：24 時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第7条　訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

（1）訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。

（2）事業所は、介護保険利用者にあっては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書、利用者の希望、主治医の指示書、看護師のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し実施する。

（指定介護予防訪問看護の内容）

第8条　指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

（1）病状、障害、日常生活の状態や療養環境の管理

（2）清潔の保持、食事および排泄等の療養生活の支援

（3）褥瘡の予防、処置

（4）日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション

（5）認知症、精神障害者の看護

（6）療養生活や介護予防の指導、相談

（7）カテーテル等の管理

（8）その他医師の指示による医療処置および検査などの補助

（9）日常生活用具の選択、使用方法の訓練

(10) 住宅改修の相談、指導

(11) その他

（利用料その他費用の額）

第9条　指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである場合は、利用者の介護保険負担

割合証に応じた額とする。（介護報酬改定がある場合、利用者への内容説明を行うものとする）

1　費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明した上で、支払いを受けるものとする。

2　前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、橋本市、かつらぎ町の区域とする。

（衛生管理）

第１１条　事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めることとする。

（苦情処理）

第１２条　事業所は、指定訪問看護の提供に関する利用者及びその家族からの苦情に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、苦情を受け付けた場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

（事故発生時の対応）

第１３条　事業所は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

3　事業所は、前項の損害賠償のために、（財）日本訪問看護振興財団の損害賠償責任保険に加入する。

（緊急時等における対応方法）

第１４条　看護職員は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１６条　虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１７条　事業所は、看護職員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

・採用時研修　採用後　１～２ヶ月以内

・継 続 研 修　年／１回～２回

２　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定介護予防訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社よきかなと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（第三者評価）

第１８条　提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。

附　則

この規程は、令和８年　６月　１日　から施行する。